

地球温暖化対策税還付手引書 (海運)

令和 5 年 10 月

国 土 交 通 省

経 済 産 業 省

水 産 庁

目次

1. 制度の創設趣旨.....	2
1) 地球温暖化対策のために原油及び石油製品等に係る石油石炭税の税率を上乗せする特例	2
2) 運輸部門における地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付措置	2
2. 制度の概要.....	3
1) 軽油又は重油販売量の管理（製造者、承認輸入者、販売業者）	3
2) 特定用途消費量等の管理（海運事業者、海運業界団体、漁協、漁連、全漁連）	3
3) 本制度の対象となる軽油又は重油数量の特定について（販売業者、都道府県石協、全石連、海運業界団体、漁連、全漁連）	3
4) 用途証明申請（全石連、海運業界団体、全漁連）	4
5) 還付申請（製造者、承認輸入者）	4
6) 帳簿の記載義務及び罰則.....	4
3. 還付の対象範囲について	5
4. 還付手続きの実務.....	6
1) 申請手続きの流れ	6
2) 製造者又は承認輸入者による実務.....	9
3) 販売業者による実務.....	9
4) 都道府県石協による実務（図2-2）	9
5) 漁連による実務（図2-3）	10
6) 全石連による実務（図2-2）	10
7) 全漁連による実務（図2-3）	11
8) 海運事業者による実務	12
9) 海運業界団体による実務（図2-2）	14
10) 用途証明書類等の保管.....	15
11) お問い合わせ窓口.....	15
5. 関連様式.....	16
6. 関係資料集.....	27
1) 租税特別措置法（抄）	27
2) 租税特別措置法施行令（抄）	32
3) 租税特別措置法施行規則（抄）	34
4) 国税庁通達（抄）	35
5) 国土交通省通達.....	37

【この手引書の記載内容については、国税庁（課税部消費税室）に確認をいただいております。】

1. 制度の創設趣旨

1) 地球温暖化対策のために原油及び石油製品等に係る石油石炭税の税率を上乗せする特例

①導入趣旨

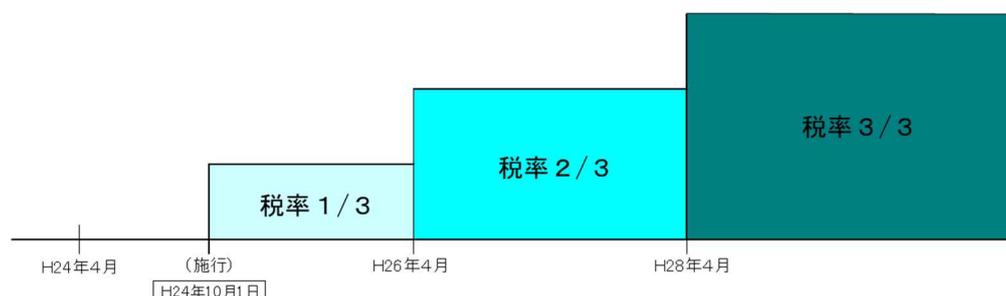
地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題です。欧州諸国を中心とした諸外国では、1990年代以降、燃料などのCO₂排出源に対する課税を強化し、価格メカニズムを通じたCO₂排出の抑制や企業による省エネ設備導入の支援などを行う施策が進められています。

我が国では、温室効果ガスの約9割をエネルギー起源CO₂が占めており、今後、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化などのエネルギー起源CO₂の排出抑制対策を強化することは不可欠です。

こうした状況に鑑み、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成24年度税制改正大綱において、「地球温暖化対策のために原油及び石油製品等に係る石油石炭税の税率を上乗せする特例」が盛り込まれ、国会における審議の結果、平成24年10月1日から導入されています。

②内容

上乗せされる税率は、原油及び石油製品については、図1のとおり、段階的に引き上げられています。



○「地球温暖化対策のための課税の特例」の税率

課税物件	本則税率	H24年10/1～H26年3/31	H26年4/1～H28年3/31	H28年4/1～
原油・石油製品 [1kl当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※ () は石油石炭税の税率。

図1 原油及び石油製品に上乗せされる税率

2) 運輸部門における地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付措置

運輸部門に関しては、環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用（モーダルシフト）を推進する観点及び公共交通機関として国民生活を支えている役割に鑑み、一定の運送の用に供する場合に限り、上記特例によって上乗せされる税率が還付されることとなっています。

2. 制度の概要

内航運送及び一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除く）（以下「特定用途」という。）に供される軽油又は重油に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税（以下「地球温暖化対策税」という。）の還付制度とは、内航海運業者又は一般旅客定期航路事業を営む者（以下「海運事業者」という。）が、特定用途に消費した軽油又は重油について、その消費量に応じた地球温暖化対策税の相当額が、当該軽油又は重油の製造者又は承認輸入者に還付される制度です。

本制度は、海運事業者で利用された燃料に課税される地球温暖化対策のための税について、燃料の販売価格や販売量、販売手続等を通じた燃料の流通の中で、最終的には海運事業者の負担軽減が図られることを目的としています。

この還付制度も、地球温暖化対策税の導入と同様に、平成24年10月1日から適用されていますが、現在の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）では、令和8年3月31日までの時限措置となっています。

1) 軽油又は重油販売量の管理（製造者、承認輸入者、販売業者）

製造者、承認輸入者又は販売業者が海運事業者に対して軽油又は重油を販売したときは、販売した数量及び年月日並びに海運事業者の名称等について帳簿を作成することにより、本制度の対象となる軽油又は重油販売量が管理されます。

2) 特定用途消費量等の管理（海運事業者、海運業界団体、漁協、漁連、全漁連）

海運事業者は、元売業者（製造者又は承認輸入者（特定石油販売業者から販売されている場合には特定石油販売業者も含む）をいう。以下同じ。）又は販売業者から軽油又は重油を購入したときは、購入した数量及び年月日並びに購入元事業者名等について帳簿を作成することにより、本制度の対象となる軽油又は重油の特定用途に供した数量が管理されます。（本制度の対象となる軽油又は重油は、元売業者が特定されたものに限りです。）

なお、海運事業者の軽油又は重油の購入数量及び特定用途消費量については、海運事業者より海運業界団体、漁協又は漁連に対して報告し、個別の情報を海運業界団体又は漁連経由で全漁連において整理します。

※注1）特定石油販売業者とは、石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第7項に規定する特定石油販売業者をいいます。

※注2）海運事業者が、漁協又は漁連から購入した軽油又は重油の商流に全漁連が含まれない場合の購入数量及び特定用途消費量については、海運業界団体において整理します。

3) 本制度の対象となる軽油又は重油数量の特定について（販売業者、都道府県石協、全石連、海運業界団体、漁連、全漁連）

本制度の対象となる軽油又は重油数量を特定するために、販売業者が海運事業者に販売した軽油又は重油で、元売業者が特定されているものに限り、その販売実績を都道府県石協経由で全石連に、漁連経由で全漁連に報告をします。

また、海運事業者が特定用途に消費した軽油又は重油数量について、海運業界団体が全石連又は漁協経由で漁連が全漁連に対して報告をします。

全石連において、都道府県石協及び海運業界団体から報告を受けた販売実績及び特定用途消費量又は全漁連において、漁連から報告を受けた販売実績及び特定用途消費量の情報を突合し、本制度の対象となる軽油又は重油数量を特定します。

なお、海運事業者が元売業者から、軽油又は重油を購入した場合には、海運業界団体において本制度の対象となる軽油又は重油数量を特定します。

※注1) 販売業者である漁協又は漁連が海運事業者に販売した軽油又は重油の商流に全漁連が含まれていない場合の販売実績は、都道府県石協経由で全石連に報告をします。

※注2) 海運事業者が販売業者である漁協又は漁連から購入した軽油又は重油の商流に全漁連が含まれていない場合の特定用途消費量は海運業界団体において整理します。

4) 用途証明申請（全石連、海運業界団体、全漁連）

全石連、海運業界団体又は全漁連は、本制度の対象となる軽油又は重油数量を特定した後、国土交通大臣に対して用途証明申請をします。

国土交通大臣より用途証明書の交付を受けた際には、全石連又は全漁連は、元売業者に、海運業界団体は海運事業者に対して、同証明書を提出します。

また、用途証明書の提出を受けた海運事業者は、同証明書を、元売業者に対して提出します。

5) 還付申請（製造者、承認輸入者）

製造者又は承認輸入者が還付を受けるためには、国土交通大臣が交付する用途証明書が必要となります。

製造者又は承認輸入者は、用途証明書を「石油石炭税相当額還付申請書（特定用途石油製品用）」（以下「還付申請書」という。）に添付して、当該軽油又は重油の製造場又は承認輸入者の住所を所轄する税務署長（以下「所轄税務署長」という。）還付申請を行います。

元売業者は、還付請求を行う製造者又は承認輸入者や所轄税務署長に対して、製造者又は承認輸入者による用途証明書に記載された数量に係る軽油又は重油の製造、輸入、他の製造者又は承認輸入者からの融通の状況や元売業者間での取引の状況について証するに足る書類等を提出する必要がある場合があります。

6) 帳簿の記載義務及び罰則

本還付制度では、軽油又は重油を特定用途に供する者・販売業者・製造者・承認輸入者に対して、移入（購入）・消費（使用）・貯蔵（在庫）等の数量や年月日等の事項を帳簿に記載する義務が課されています。ただし、法令上記帳が求められている事項が満たされていれば、帳簿の体裁は問いません。したがって、現在使用している書類を活用していただいて差し支えありません。

また、海運事業者、販売業者、製造者又は承認輸入者において求められるこれらの記載を行わない場合や虚偽記載を行った場合等は、租税特別措置法により罰則が科されることとなります。

3. 還付の対象範囲について

地球温暖化対策税の還付措置の対象となる軽油又は重油は、海運事業者が特定用途に供する軽油又は重油です。

なお、「遊覧の用」とは、起点が終点と一致する航路であって寄港地のない航路を運航する船舶及びそれ以外の航路において専ら観光等のために運航する船舶の動力及び補機燃料の用途をいいます。

4. 還付手続きの実務

1) 申請手続きの流れ

地球温暖化対策税の還付手続きについては、海運事業者の軽油又は重油の購入方法に応じ、3ルートがあります。海運事業者が元売業者から購入した場合のルートの例を図2-1に、販売業者（漁協及び漁連を除く。）から購入した場合のルートの例を図2-2に、販売業者（漁協又は漁連に限る。）から購入した場合の例を図2-3に示します。

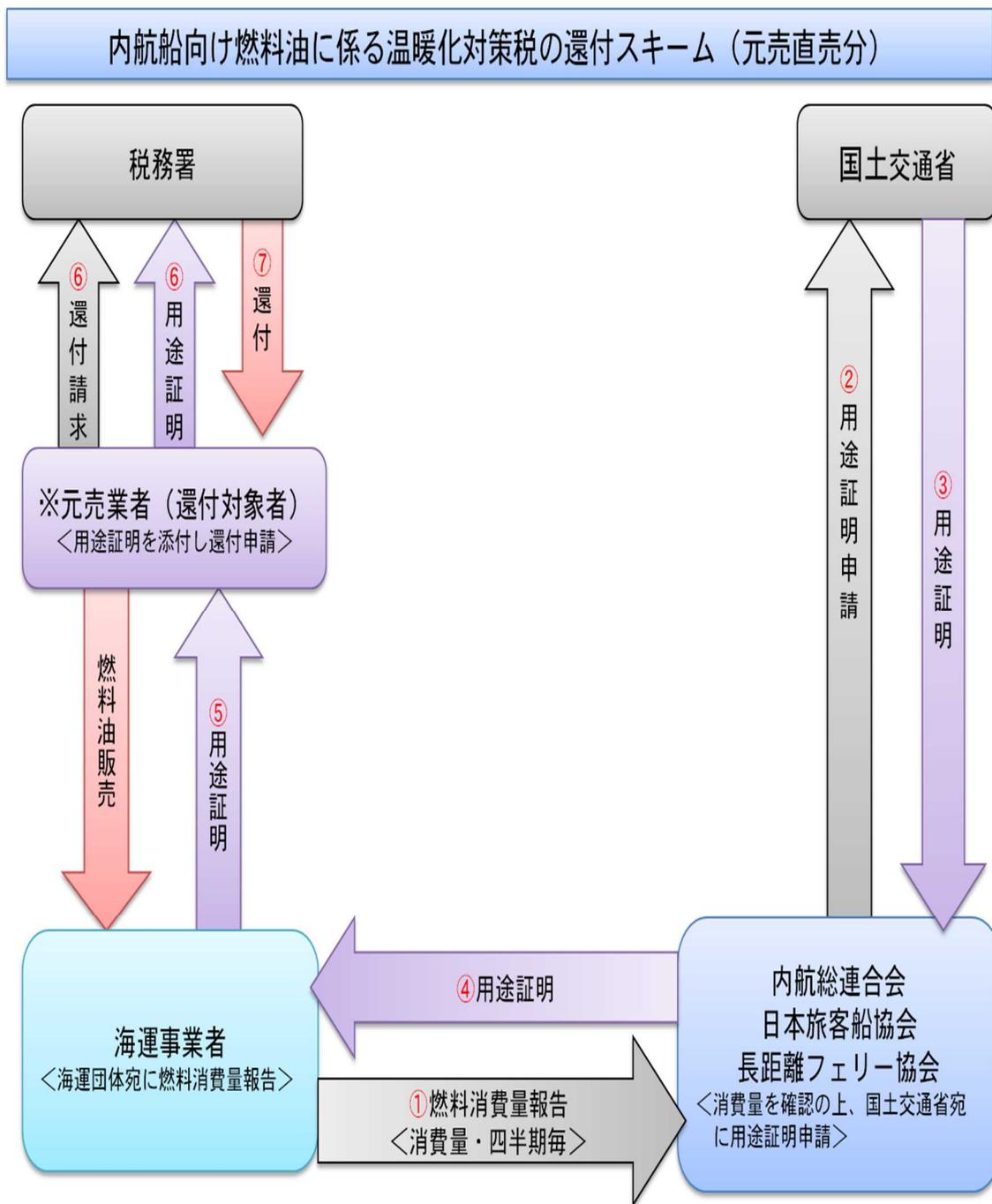


図2-1 元売業者から購入した場合の還付手続き

※海運事業者による用途証明書等の提出先は、元売業者でも可能とするが、還付申請は製造者又は承認輸入者が行うことが必要。

内航船向け燃料油に係る温暖化対策税の還付スキーム（販売店分）

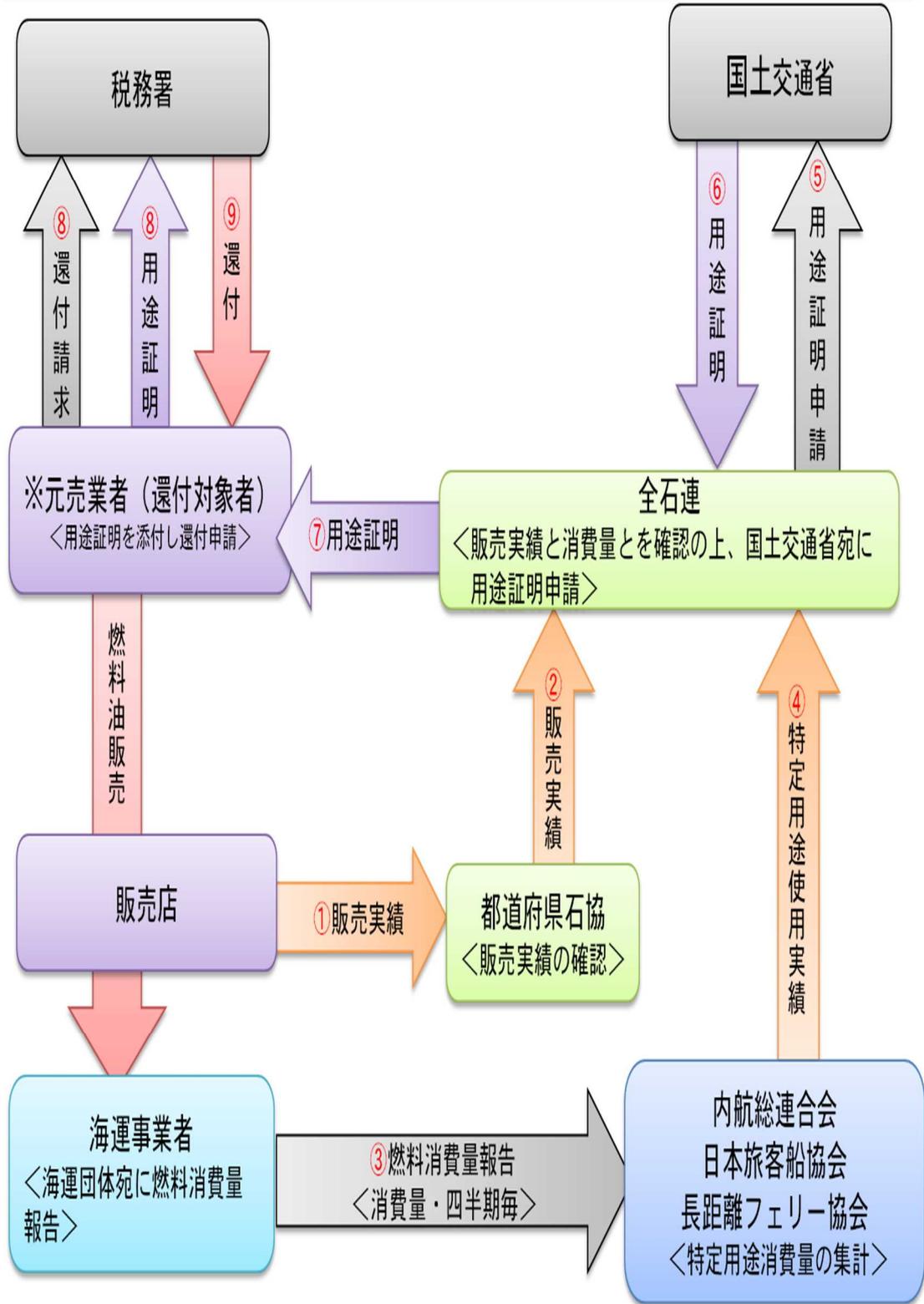


図 2-2 販売業者（漁協及び漁連を除く。）から購入した場合の還付手続き
 ※全石連による用途証明書等の提出先は元売業者でも可能とするが、還付申請は製造者又は承認輸入者が行うことが必要。

内航船向け燃料油に係る温暖化対策税の還付スキーム（全漁連）

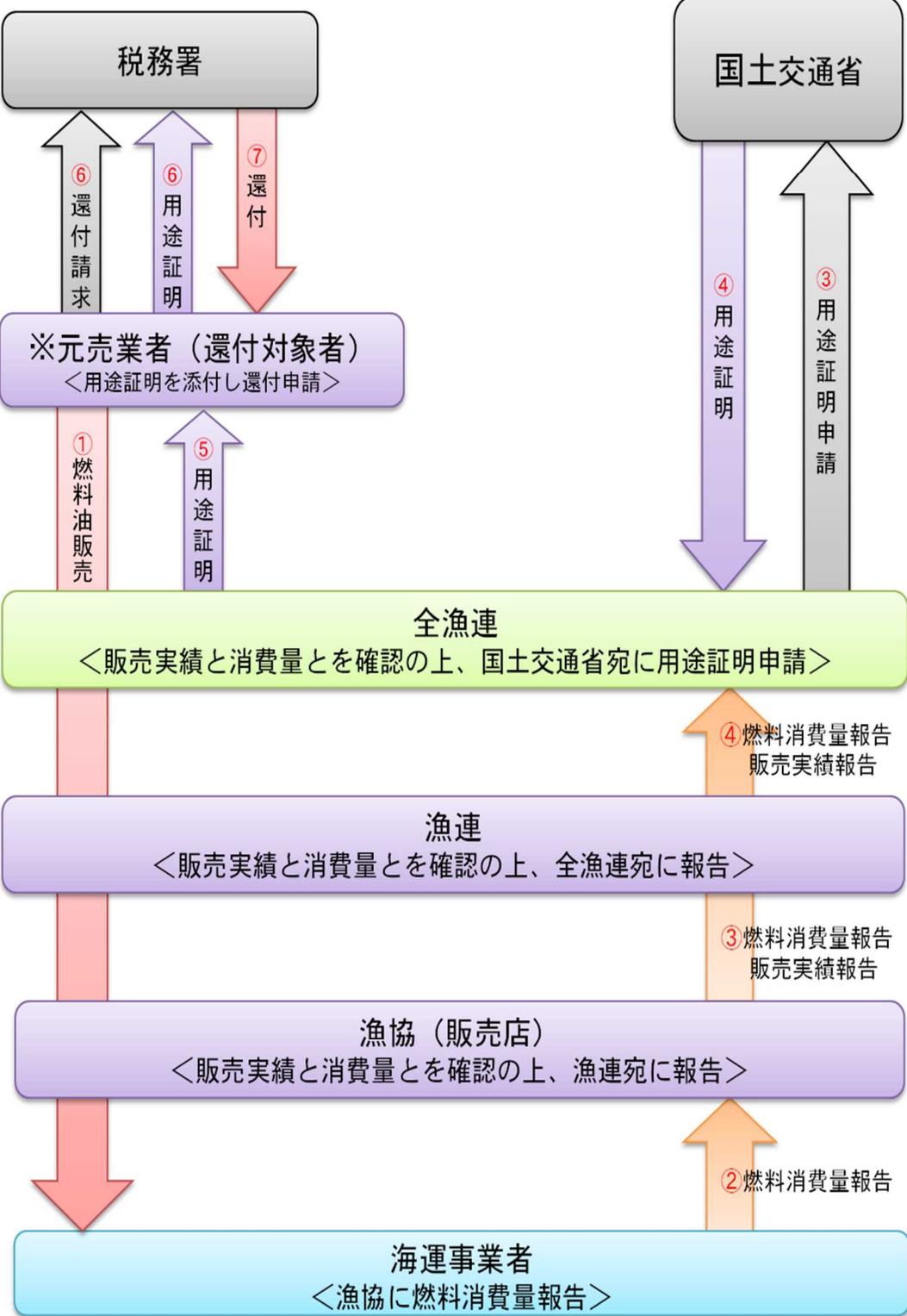


図 2-3 販売業者（漁協又は漁連に限る。）から購入した場合の還付手続き

- ※ 1. 全漁連による用途証明書等の提出先は元売業者でも可能とするが、還付申請は製造者又は承認輸入者が行うことが必要。
- ※ 2. 軽油又は重油の商流に全漁連が含まれない場合の手続きは、図 2-2 に基づき行う。

2) 製造者又は承認輸入者による実務

○所轄税務署長への還付申請

還付申請書（国税庁様式・CC2-3527）に、海運事業者又は全石連から提出を受ける、国土交通大臣が交付した用途証明書（様式第1-1号）を添付※して、軽油又は重油が特定用途に消費された時点から1年以内に、所轄税務署長へ還付申請をしてください。

※還付申請を行う特定用途の区分に対応した用途証明書を添付してください。

3) 販売業者による実務

I. 販売業者（漁協及び漁連を除く。以下本項において同じ。）による実務（図2-2）

○都道府県石協へ提出

販売業者は、海運事業者が特定用途に使用する軽油又は重油を販売したときは、「海運事業用燃料油販売証明総括表（様式第3号）」を四半期ごと（第1四半期（4、5、6月）第2四半期（7、8、9月）第3四半期（10、11、12月）第4四半期（1、2、3月）とする。以下同じ。）に作成し、販売業者の所属する都道府県石協へ提出してください。

※注1）元売業者が特定できない業者間転売（業転）等の軽油又は重油に係る販売実績については、集計対象外としてください。

※注2）「海運事業用燃料油販売総括表（様式第3号）」の記入に際しては、過大に数量を記載する等の誤りが生じることのないよう十分注意してください。

II. 販売業者（漁協又は漁連に限る。）による実務（図2-3）

○漁連へ提出

漁協は、海運事業者が特定用途に使用する軽油又は重油を販売したときは、「海運事業用燃料油販売証明総括表（様式第3号の2）」を四半期ごとに作成し、海運事業者から提出を受けた「特定用途石油製品燃料管理台帳（様式第2号）」及び「燃料消費量報告書（様式第7号）」を併せて、所属する漁連へ提出してください。

※注1）元売業者が特定出来ない業者間転売（業転）等の軽油又は重油に係る販売実績については、集計対象外としてください。

※注2）「海運事業用燃料油販売総括表（様式第3号の2）」の記入に際しては、過大に数量を記載する等の誤りが生じることのないよう十分注意してください。

※注3）漁連が、海運事業者が特定用途に使用する軽油又は重油を販売したときは、「海運事業用燃料油販売証明総括表（様式第3号の2）」を四半期ごとに作成してください。

4) 都道府県石協による実務（図2-2）

○全石連へ提出

販売業者（漁協及び漁連を除く。）より提出を受けた、「海運事業用燃料油販売証明総括表（様式第3号）」について、記載内容を確認した後、全石連に提出してください。

5) 漁連による実務 (図 2-3)

○全漁連へ提出

所属する漁協より提出を受けた「海運事業用燃料油販売証明総括表 (様式第 3 号の 2)」及び漁連が作成した同総括表に基づき、「海運事業用燃料販売証明集計表 (様式第 4 号の 2)」を作成し、「特定用途石油製品燃料管理台帳 (様式第 2 号)」及び「燃料消費量報告書 (様式第 7 号)」を併せて、全漁連に提出してください。

団体名：全国漁業協同組合連合会 購買事業部石油第 2 課

所在地：〒104-0033 東京都中央区新川 1 丁目 2 8 番 4 4 号 新川 K・T ビル 2 階

電 話：0 3 - 6 2 2 2 - 1 3 2 3

6) 全石連による実務 (図 2-2)

①都道府県石協から提出された書類の内容確認

都道府県石協より提出を受けた「海運事業用燃料油販売証明総括表 (様式第 3 号)」について、記載内容を改めて確認してください。

②販売業者 (漁協及び漁連を除く。) の販売量と、特定用途消費量の突合

「海運事業用燃料油販売証明総括表 (様式第 3 号)」に基づき、「海運事業用燃料販売証明集計表 (様式第 4 号)」を作成し、海運業界団体より提出を受けた「消費量等集計表 (様式第 8 号)」を突合させ、「海運事業用燃料用途証明集計表 (全石連) (様式第 5 号)」を作成してください。

③国土交通大臣の用途証明の申請

「用途証明申請書 (様式第 1-1 号)」に、「海運事業用燃料用途証明集計表 (全石連) (様式第 5 号)」を添付して、国土交通大臣に申請してください。

国土交通大臣に対する用途証明申請の受付期間は、特定用途に消費した期間に応じて以下のとおりとします (いずれも、特別な理由によりやむを得ない場合を除く)。

○ 4 月 1 日から 6 月末日までの間に消費した軽油又は重油

その属する年度の 8 月 1 日から 10 月末日まで

○ 7 月 1 日から 9 月末日までの間に消費した軽油又は重油

その属する年度の 11 月 1 日から 1 月末日まで

○ 10 月 1 日から 12 月末日までの間に消費した軽油又は重油

その属する年度の 2 月 1 日から翌年度の 4 月末日まで

○ 1 月 1 日から 3 月末日までの間に消費した軽油又は重油

翌年度の 5 月 1 日から 7 月末日まで

申請は、国土交通省海事局内航課まで持参するか、書面又は電子データの送付をお願いします。持参による場合の受付時間は、平日の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 6 時までです。

④元売業者へ提出

国土交通省より「用途証明書（様式第1-1号）」の提出を受けた後、同証明書と「海運事業用燃料用途証明集計表（全石連）（様式第5号）」を併せて、元売業者へ提出してください。

※注1）「販売数量」及び「特定用途消費量」等の記入に際しては、過大に数量を記入する等の誤りが生じることのないよう十分注意してください。

※注2）本手引書18, 20, 22ページに掲載する様式第3号、第4号及び第5号については、当該様式に記載されている必要事項が満たされていれば、様式自体の形式的な変更は差し支えありません。

※注3）虚偽の申請等、申請者の責による不正事実等が発見された場合は、国土交通省は、用途証明書を取り消すとともに、以降1年間、当該申請者に対する用途証明書の交付申請を受理しないこととします。

7) 全漁連による実務（図2-3）

①漁連から提出された書類の内容確認

漁連より提出を受けた「海運事業用燃料販売証明集計表（様式第4号の2）」について、記載内容を確認してください。

②販売業者（漁協又は漁連に限る。）の販売量と、特定用途消費量の突合

漁連より提出を受けた「海運事業用燃料販売証明集計表（様式第4号の2）」と、「特定用途石油製品燃料管理台帳（様式第2号）」及び「燃料消費量報告書（様式第7号）」を突合させ、「海運事業用燃料用途証明集計表（全漁連系）（様式第5号の2）」を作成してください。

③国土交通大臣の用途証明の申請

「用途証明申請書（様式第1-1号）」に、「海運事業用燃料用途証明集計表（全漁連系）（様式第5号の2）」を添付して、国土交通大臣に申請してください。

国土交通大臣に対する用途証明申請の受付期間は、特定用途に消費した期間に応じて以下のとおりとします（いずれも、特別な理由によりやむを得ない場合を除く。）。

○4月1日から6月末日までの間に消費した軽油又は重油

その属する年度の8月1日から10月末日まで

○7月1日から9月末日までの間に消費した軽油又は重油

その属する年度の11月1日から1月末日まで

○10月1日から12月末日までの間に消費した軽油又は重油

その属する年度の2月1日から翌年度の4月末日まで

○1月1日から3月末日までの間に消費した軽油又は重油

翌年度の5月1日から7月末日まで

申請は、国土交通省海事局内航課まで持参するか、書面又は電子データの送付をお願いします。持参による場合の受付時間は、平日の午前10時から正午まで及び午後1時

から午後6時までです。

④元売業者へ提出

国土交通省より「用途証明書（様式第1-1号）」の提出を受けた後、同証明書と「海運事業燃料用途証明集計表（全漁連系）（様式第5号の2）」を併せて、元売業者へ提出してください。

※注1）「販売数量」及び「特定用途消費量」等の記入に際しては、過大に数量を記入する等の誤りが生じることのないよう十分注意してください。

※注2）本手引書19, 21, 23ページに掲載する様式第3号の2、第4号の2及び第5号の2については、当該様式に記載されている必要事項が満たされていれば、様式自体の形式的な変更は差し支えありません。

※注3）虚偽の申請等、申請者の責による不正事実等が発見された場合は、国土交通省は、用途証明書を取り消すとともに、以降1年間、当該申請者に対する用途証明書の交付申請を受理しないこととします。

8) 海運事業者による実務

I. 元売業者から購入した場合の実務

①給油数量等が把握可能な書類（バンカーレシート等の写し）の受理

元売業者から軽油又は重油を購入したときは、元売業者の名称及び販売数量を把握することが可能な書類（バンカーレシート等の写し）を受領してください。

②海運業界団体へ提出

「特定用途石油製品燃料管理台帳（様式第2号）」及び「燃料消費量報告書（様式第7号）」（購入数量の全量を消費したものに限り申請）を四半期ごとに作成し、元売業者の名称及び販売数量を把握することが可能な書類（バンカーレシート等の写し）と併せて以下の海運業界団体に提出してください。

イ) 内航海運事業者

団体名：日本内航海運組合総連合会

所在地：〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル8階

電話：03-3263-4551

ロ) 長距離フェリー事業者

団体名：一般社団法人日本長距離フェリー協会

所在地：〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル9階

電話：03-3265-9685

ハ) その他一般旅客定期航路事業者

団体名：一般社団法人日本旅客船協会

所在地：〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル9階

電話：03-3265-9693

③元売業者へ提出

海運業界団体より、「用途証明書（様式第1-1号）」の提出を受けた後、同証明書

を元売業者へ提出してください。

II. 販売業者（漁協及び漁連を除く。以下本項において同じ。）から購入した場合の実務（図2-2）

①給油数量等が把握可能な書類（バンカーレシート等の写し）の受理

販売業者から、軽油又は重油を購入したときは、販売業者名及び販売数量を把握することが可能な書類（バンカーレシート等の写し）を受領してください。

②海運業界団体へ提出

「特定用途石油製品燃料管理台帳（様式第2号）」及び「燃料消費量報告書（様式第7号）」（購入数量の全量を消費したものに限り申請）を四半期ごとに作成し、販売業者及び販売数量を把握することが可能な書類（バンカーレシート等の写し）と併せて以下の海運業界団体に提出してください。

イ) 内航海運事業者

団体名：日本内航海運組合総連合会

所在地：〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-4海運ビル8階

電話：03-3263-4551

ロ) 長距離フェリー事業者

団体名：一般社団法人日本長距離フェリー協会

所在地：〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-4海運ビル9階

電話：03-3265-9685

ハ) その他一般旅客定期航路事業者

団体名：一般社団法人日本旅客船協会

所在地：〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-4海運ビル9階

電話：03-3265-9693

※注）「購入数量」及び「特定用途消費量」等の記入に際しては、過大に数量を記入する等の誤りが生じることのないよう十分注意してください。

III. 販売業者（漁協又は漁連に限る。以下本項において同じ。）から購入した場合の実務（図2-3）

①給油数量等が把握可能な書類（バンカーレシート等の写し）の受理

販売業者から、軽油又は重油を購入したときは、販売業者及び販売数量を把握することが可能な書類（バンカーレシート等の写し）を受領してください。

②販売業者へ提出

「特定用途石油製品燃料管理台帳（様式第2号）」及び「燃料消費量報告書（様式第7号）」（購入数量の全量を消費したものに限り申請）を四半期ごとに作成し、販売業者及び販売数量を把握することが可能な書類（バンカーレシート等の写し）と併せて、軽油又は重油を購入した販売業者に提出してください。

※注) 「購入数量」及び「特定用途消費量」等の記入に際しては、過大に数量を記入する等の誤りが生じることのないよう十分注意してください。

9) 海運業界団体による実務 (図2-2)

I. 元売業者から購入した場合の実務

①海運事業者からの報告の整理

元売業者から購入した際は、海運事業者から提出された「燃料消費量報告書(様式第7号)」及び「特定用途石油製品燃料管理台帳(様式第2号)」を基に、「海運事業用燃料用途証明集計表(海運業界団体)(様式第6号)」を作成してください。

②国土交通大臣の用途証明の申請

「用途証明申請書(様式第1-1号)」に、「海運事業用燃料用途証明集計表(海運業界団体)(様式第6号)」を添付して、国土交通大臣に申請してください。

国土交通大臣に対する用途証明申請の受付期間は、特定用途に消費した期間に応じて以下のとおりとします(いずれも、特別な理由によりやむを得ない場合を除く。)

○4月1日から6月末日までの間に消費した軽油又は重油

その属する年度の8月1日から10月末日まで

○7月1日から9月末日までの間に消費した軽油又は重油

その属する年度の11月1日から1月末日まで

○10月1日から12月末日までの間に消費した軽油又は重油

その属する年度の2月1日から翌年度の4月末日まで

○1月1日から3月末日までの間に消費した軽油又は重油

翌年度の5月1日から7月末日まで

申請は、国土交通省海事局内航課まで持参するか、書面又は電子データの送付をお願いします。持参による場合の受付時間は、平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までです。

③海運事業者への提出

国土交通省より「用途証明書(様式第1-1号)」の交付を受けた後、同証明書を、海運事業者へ提出してください。

※注1) 「販売数量」及び「特定用途消費量」等の記入に際しては、過大に数量を記入する等の誤りが生じることのないよう十分注意してください。

※注2) 本手引書24ページに掲載する様式第6号については、当該様式に記載されている必要事項が満たされていれば、様式自体の形式的な変更は差し支えありません。

※注3) 虚偽の申請等、申請者の責による不正事実等が発見された場合は、国土交通省は、用途証明書を取り消すとともに、以降1年間、当該申請者に対する用途証明書の交付申請を受理しないこととします。

II. 販売業者（漁協及び漁連を除く。）から購入した場合の実務

①海運事業者からの報告の整理

海運事業者から提出された「燃料消費量報告書（様式第7号）及び「特定用途石油製品燃料管理台帳（様式第2号）」を基に、「消費量等集計表（様式第8号）」を作成してください。

②全石連へ提出

「消費量等集計表（様式第8号）」を、四半期ごとに全石連に提出してください。

※注）「購入量」及び「特定用途消費量」の記入に際しては、過大に数量を記入したり、重複したりする等の誤りが生じることのないよう十分注意してください。

10) 用途証明書類等の保管

本制度に関し作成又は取得した書類は、用途証明申請又は還付申請が適切に行われたことの根拠資料となりますので、それぞれにおいて各書類又はその写しを交付申請を行った日の属する年度の翌年度から7年間保管しておいてください。

11) お問い合わせ窓口

当該手引書に係る事項につきご不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせ願います。

○海運事業者関係（内航運送事業者）

国土交通省海事局内航課

TEL：03-5253-8627

○海運事業者関係（一般旅客定期航路事業者）

国土交通省海事局内航課旅客航路活性化推進室

TEL：03-5253-8625

○販売業者関係（全漁連・漁連・漁協関係を除く）

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課燃料流通政策室

TEL：03-3501-1511（内線4661）

○販売業者関係（全漁連・漁連・漁協関係）

水産庁加工流通課

TEL：03-3591-5613

○元売業者関係

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課

TEL：03-3501-1993

5. 関連様式

様式第1-1号

内航運送、一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除く）に供した軽油又は重油に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乘せされる石油石炭税の還付のための用途証明申請書

令和 年 月 日

業 界 団 体 名
 本店又は主たる事務所の所在地
 代表者の役職及び氏名
 担当者及び電話番号

電話（ ）

下記の物品について、租税特別措置法第90条の3の4第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第48条の7第1項柱書きに規定する内航運送又は一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除く）に供した軽油又は重油に該当する旨の国土交通大臣の証明を申請します。

記

特定用途の種類 〔 該当する事項を 〕 〔 ○で囲むこと。 〕	内航運送の用 一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除く）
---------------------------------------	---------------------------------

消費期間	元売業者名	物品名	数量 (ℓ)
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			

(証明番号)	令和 年 月 日
国海内第 号	
<p>上記の物品は、租税特別措置法施行令第48条の7第1項柱書きの規定に該当する内航運送又は一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除く）に供された軽油又は重油であることを証明する。</p> <p>なお、本証明書の有効期限は、令和 年 月 日までとする。</p>	
国土交通大臣 ○○ ○○ 印	

海運事業用燃料油販売証明総括表（全石連控） （令和 年）

系列元売会社名 _____

直近供給先会社名 _____

販売業者の住所
及び氏名 _____

販売業者控
都道府県石協控
全石連控

登録番号
(都道府県コード) _____ (登録販売業者コード) _____ (元売コード) _____

「月」 記入欄	数 量（単位：kg）					
	軽油	A重油	B重油		C重油	重油計
			A重油分	C重油分		
月						
月						
月						
合 計						

- ※1 「月」記入欄には第1四半期は「4月、5月、6月」を、第2四半期は「7月、8月、9月」を、第3四半期は「10月、11月、12月」を、第4四半期は「1月、2月、3月」を必ず記入して下さい。数量欄には販売のない月は「0」を記入して下さい。
- ※2 B重油の販売があった場合は、その内訳となるA重油分とC重油分の数量を記入して下さい。
- ※3 元売が特定出来ない業者間転売（業転）等の軽油や重油は集計対象外として下さい。
- ※4 元売や油種が違う場合は名寄せすることなく、元売毎に作成し、油種別に記入して下さい。
- ※5 販売数量の記入に際しては、過大に数量を記入する等の誤りが生じることのないよう十分注意して下さい。

（確認欄）

海運事業用燃料油の販売について上記のとおり確認します。

（協同組合名）

令和 年 月 日

（理事長名）

海運事業用燃料油販売証明総括表（全漁連）

（令和 年）

元売会社名 _____

漁協名、漁協の住所
及び代表者名 _____

「月」 記入欄	数 量（単位 ^{リットル} ）					
	軽油	A重油	B重油		C重油	重油計
			A重油分	C重油分		
月						
月						
月						
合 計						

- ※1 「月」記入欄には第1四半期は「4月、5月、6月」を、第2四半期は「7月、8月、9月」を、第3四半期は「10月、11月、12月」を、第4四半期は「1月、2月、3月」を必ず記入して下さい。数量欄には販売のない月には「0」を記入して下さい。
- ※2 B重油の販売があった場合は、その内訳となるA重油分とC重油分の数量を記入して下さい。
- ※3 元売が特定出来ない業者間転売（業転）等の軽油や重油は集計対象外として下さい。
- ※4 元売や油種が違う場合は名寄せすることなく、元売毎に作成し、油種別に記入して下さい。
- ※5 販売数量の記入に際しては、過大に数量を記入する等の誤りが生じることのないよう十分注意して下さい。

海運事業燃料用途証明集計表(全石連)
(令和 年度第 四半期分)

元売業者の名称

殿

全国石油業共済協同組合連合会
会長

単位:リットル

販売業者名	登録番号	物品名	販売数量	特定用途消費量	未使用量	
					前期	今期
				内		
				旅		
				長		
				計		
				内		
				旅		
				長		
				計		
				内		
				旅		
				長		
				計		
				内		
				旅		
				長		
				計		
				内		
				旅		
				長		
				計		
				内		
				旅		
				長		
				計		
				内		
				旅		
				長		
				計		
小 計				内		
				旅		
				長		
				計		
合 計				内		
				旅		
				長		
				計		

※1 本集計表は、「軽油」と「重油(A重油、B重油、C重油)」で、用紙を分けて記入する。
 ※2 「物品名」には、軽油、A重油、B重油、又はC重油の種類を記入する。
 ※3 「販売数量」及び「特定用途消費量」の記入に際しては、過大に数量を記入する等の誤りが生じることのないように十分注意する。
 ※4 「特定用途消費量」は、日本内航海運組合総連合会(内)、日本旅客船協会(旅)、日本長距離フェリー協会(長)別に記入する。

燃料消費量報告書

令和 年 月 日

殿

事業者名

本店又は主たる事務所の所在地

代表者氏名

この申請書に関する応答する者の係及び氏名並びに電話番号

下記のとおり、石油製品を租税特別措置法第90条の3の4第1項の表の各号の上欄に掲げる者の区分に応じ当該各号の下欄に掲げる用途(以下、「特定用途」という。)に供したので、その旨を報告します。

記

1. 事業者種別(該当する種別欄に○を付すること)

<input type="checkbox"/>	内航海運業法第2条第2項に規定する内航海運業を営む同法第3条の規定による登録を受けた者又は同条の規定に基づき届出を行った者
<input type="checkbox"/>	海上運送法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む同法第3条の規定による許可を受けた者

2. 用途(該当する種別欄に○を付すること)

<input type="checkbox"/>	内航海運業法第2条第2項に規定する内航海運業に係る同条第1項に規定する内航運送の用
<input type="checkbox"/>	海上運送法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用(遊覧の用を除く。)

3. 申請事項(購入数量の全量を消費したものに限る。)

消費期間	物品名	特定用途消費量 (単位:リットル)
から まで	軽油	
	A重油	
	B重油	
	C重油	

※特定用途消費量の記入に際しては、過大に数量を記入する等の誤りが生じることのないよう十分注意する。

消費量等集計表
(令和 年度第 四半期分)

全国石油業共済協同組合連合会
会長 殿

業界団体名 _____

(単位:リットル)

海運事業者名	物品名	販売業者名	登録番号			購入量	特定用途消費量
			県コード	登録販売者コード	元売コード		
合 計							

※1. 物品名は、「軽油⇒軽」、「A重油⇒A」、「B重油⇒B」、「C重油⇒C」と入力して下さい。
 ※2. 「購入量」及び「特定用途消費量」の記入に際しては、過大に数量を記入したり、重複したりする等の誤りが生じる事のないように十分注意して下さい。

6. 関係資料集

1) 租税特別措置法（抄）

（地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例）

第90条の3の2 地球温暖化対策を推進する観点から、平成二十四年十月一日以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千八百円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千八百六十円
- 三 石炭 一トンにつき千三百七十円

（特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第90条の3の4 次の表の各号の上欄に掲げる者が、令和八年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の（三）若しくは第二七一〇・二〇号の一の（四）に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、採取場から移出された石油石炭税課税済みのガス状炭化水素又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品、ガス状炭化水素及び石炭であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品等」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品等につき、第九十条の三の二の規定により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九条の規定により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額（政令で定めるガス状炭化水素にあつては、政令で定めるところにより計算した金額）を当該特定用途石油製品等の製造者、当該特定用途石油製品等を採取場から移出した採取者又は当該特定用途石油製品等を保税地域から引き取つた者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品等の製造者が当該特定用途石油製品等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品等の製造者に）還付する。

一 内航海運業法（昭和二十七年法律第一百五十一号）第二条第二項に規定	軽油（関税定率法別表第二七一〇・一二号の一の（三）、第二七一〇・一九号の一の（二）	内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業に係る同条第一項
------------------------------------	---	--------------------------------

する内航海運業を営む 同法第三条第一項の規定による登録を受けた者又は同条第二項の規定に基づき届出を行った者	又は第二七一〇・二〇号の一の(三)に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。) 又は重油(同表第二七一〇・一九号の一の(三)又は第二七一〇・二〇号の一の(四)に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。)	に規定する内航運送の用
二 海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む 同法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油又は重油	同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用(遊覧の用その他の財務省令で定める用途を除く。)
三 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油	同法第二条第二項及び第三項に規定する第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用(鉄道用車両の動力源の用途に限る。)
四 航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む 同法第百条第一項の規定による許可を受けた者	航空機燃料	同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用
五・六 (略)	(略)	(略)

- 2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請者につき石油石炭税の保全上不
 適当と認める事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。
- 3 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条(第一号を除く。)並びに国税通則法第七十四
 条の五第四号(ロ及びニを除く。)、第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第
 七十四条の十三の規定は、第一項に規定する特定用途石油製品等を同項の表の各号の
 下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品等の製造者若しくは販売業者又は承
 認輸入者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採
 取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石
 油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている
 者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品

等(以下この条において「特定用途石油製品等」という。)を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品等の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは」とあるのは「特定用途石油製品等の製造、購入、貯蔵、消費若しくは販売又は」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品等(租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品等」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品等」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)の規定が準用される同項の特定用途石油製品等を第一項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品等の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者(前項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条(第一号を除く。)の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条(第五号に係る部分に限る。)及び第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十八条(第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。)及び第百三十条の規定を適用する。

5 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第90条の7 偽りその他不正の行為により第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 (略)

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附 則(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号))

(石油石炭税の税率の特例に関する経過措置)

第43条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年十月一日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、原油(石油石炭税

法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素（同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。）若しくは石炭（同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。）の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品（同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千二百九十円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千三百四十円
- 三 石炭 一トンにつき九百二十円

3 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千五百四十円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千六百元
- 三 石炭 一トンにつき千百四十円

4～9 （略）

（特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第45条 平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項本文中「第九十条の三の二第一号に定める税率」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第四十三条第二項第一号に定める税率」とする。

2 平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは、「、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」と、「石油石炭税法第二十一条中」とあるのは「同法第二十一条中」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「という。）を同項」とあるのは「という。）を同法第九十条の三の四第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項

（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品）」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニ）」とあるのは「第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項）」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「準用される石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一条に」と、「第二十四条（第五号に係る部分に限る）」とあるのは「第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く）」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

附 則（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号））

（特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第133条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第四十三条第三項第一号」とする。

2) 租税特別措置法施行令(抄)

(特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等)

第48条の7 法第九十条の三の四第一項の規定により同項の差額に相当する金額又は同項の政令で定めるところにより計算した金額の還付を受けようとする特定用途石油製品等(同項に規定する特定用途石油製品等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の製造者、採取者又は承認輸入者(同項に規定する承認輸入者をいう。以下この条において同じ。)は、当該特定用途石油製品等が同項の表の各号の下欄に掲げる用途に供された日後一年以内(同表の第五号及び第六号の下欄に掲げる用途に供された場合にあつては、二年以内)に、次に掲げる事項(承認輸入者にあつては、第二号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書に当該特定用途石油製品等が同表の各号の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の第一号から第四号までの下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製品等に該当する旨の国土交通大臣の証明書、同表の第五号の下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製品等に該当する旨の農林水産大臣の証明書又は同表の第六号の下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製品等に該当する旨の経済産業大臣の証明書を添付して、当該特定用途石油製品等の製造場、採取場又は承認輸入者の住所若しくは居所(財務省令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、当該承認を受けた場所)の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名)
- 二 当該特定用途石油製品等の製造場又は採取場の所在地及び名称
- 三 法第九十条の三の四第一項の表の各号の下欄に掲げる用途に供された当該特定用途石油製品等(当該特定用途石油製品等が次項前段に規定するガス状炭化水素である場合には、同項前段に規定する混合ガス。第四項、第五項及び第七項の各号において同じ。)の数量
- 四 還付を受けようとする金額
- 五 その他参考となるべき事項

2・3 (略)

4 第一項の特定用途石油製品等を同項の用途に供する者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 移入した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量、移入の年月日並びに引渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 消費した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量、消費の年月日及びその用途
- 三 貯蔵している当該特定用途石油製品等の品名及び品名ごとの数量

5 (略)

6 第一項に規定する特定用途石油製品等の製造者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 製造した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量及び製造の年月日
 - 二 貯蔵している当該特定用途石油製品等の品名及び品名ごとの数量
 - 三 移出した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量及び移出の年月日並びに受取人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 7 第一項の特定用途石油製品等の販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
- 一 購入した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量、購入の年月日並びに売渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 二 販売した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量、販売の年月日並びに買受人の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 三 返品した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量、返品の年月日並びに返品先の者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 8 第一項に規定する特定用途石油製品等の承認輸入者は、その引取りに係る当該特定用途石油製品等の品名及び品名ごとの数量並びに引取りの年月日を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が石油石炭税法施行令(昭和五十三年政令第百三十二号)第二十条第八項本文又は第十項の帳簿に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

3) 租税特別措置法施行規則(抄)

(還付の申請に係る場所の特例の承認の申請等)

第39条の4 施行令第四十八条の七第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名)
- 二 承認を受けようとする場所の所在地
- 三 当該承認を受けようとする場所を便宜とする事情
- 四 申請者が住所地若しくは居所地又は第二号に掲げる場所以外の場所に事務所若しくは事業所を有する場合には、これらの所在地
- 五 その他参考となるべき事項

2 国税庁長官は、施行令第四十八条の七第一項の承認を受けた者の当該承認を受けた場所が当該承認を受けた後におけるその者の事業の状況その他の事情からみて不相当であると認められることとなつた場合には、その承認を取り消すことができる。

3 国税庁長官は、前項の規定により施行令第四十八条の七第一項の承認を取り消す場合には、その旨及びその理由を書面により当該承認を取り消される者に通知しなければならない。

4 施行令第四十八条の七第一項の承認を受けている者が、当該承認を受けている必要がなくなつた場合において、その旨及び次に掲げる事項を記載した書類を国税庁長官に提出したときは、その提出があつた日後における同項の規定による申請書の提出は、同項に規定する当該製造場、採取場又は承認輸入者の住所若しくは居所の所在地の所轄税務署長に対し、行うものとする。

- 一 提出者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名)
- 二 施行令第四十八条の七第一項の承認を受けた年月日
- 三 その他参考となるべき事項

(石油石炭税の還付を受けることができる特定用途石油製品等の用途から除かれる用途)

第39条の5 法第九十条の三の四第一項の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める用途は、遊覧の用とする。

4) 国税庁通達(抄)

目次

第1章 (略)

第2章 石油石炭税の還付措置関係

第1節 租特法第90条の3の4～第90条の6の3共通関係

第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係

第3節～第6節 (略)

第3章～第5章 (略)

本文

第2章 石油石炭税の還付措置関係

第1節 租特法第90条の3の4～第90条の6の3共通関係

(用語の意義)

1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(7) 特定用途石油製品等 租特法第90条の3の4第1項《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「特定用途石油製品等」をいう。

(8)～(20) (略)

2 (略)

(数量測定)

3 特定の用途に供する特定用途石油製品等、製造承認に係る石油化学製品の原料に供する特定揮発油等、農林漁業の用に購入される農林漁業用A重油及び製造承認に係る石油アスファルト等の数量測定は、石油石炭税法取扱通達第23条《原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》及び第26条《原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量の常温換算等》に規定する方法によること。

(注) 石油アスファルト等の数量測定を容量により行っている場合で、常時、当該容量を日本産業規格に定める方法その他適正と認められる方法により重量に換算し、その重量により取引等を行っているときは、当該重量を当該移出又は消費に係る石油アスファルト等の数量とし、租特令第50条の2第8項の規定を適用して差し支えない。

(還付金が過大であった場合の取扱い)

4 租特法第90の3の4第1項、同法第90条の5第1項、同法第90条の6第1項、同法第90条の6の2第1項及び同法第90条の6の3第1項の規定により還付

した金額が過大であった場合には、国税収納整理資金に関する法律（昭和29年法律第36号）第9条《国税等の徴収及び収納》並びに国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和29年大蔵省令第39号）第8条《調査決定》及び同規則第12条《納入の告知》の規定による手続により、その過大となる金額の返納が必要となるのであるから留意する。

第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係

1 （略）

（「遊覧の用」の意義）

2 租特法第90条の3の4第1項の表第2号の下欄に規定する「遊覧の用」とは、起点が終点と一致する航路であって寄港地のない航路を運航する船舶又はそれ以外の航路を専ら観光等のために運航する船舶の動力及び補機燃料の用途をいう。

3 （略）

（還付申請）

4 租特法第90条の3の4第1項の還付の申請については、次による。

- (1) 還付の申請は、特定用途石油製品等がその特定用途に供されたものであることの国土交通大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書を添付して申請する必要があることに留意する。
- (2) 還付の申請は、還付金額が僅少であることその他の理由により1月ごとの申請により難い事情がある場合等においては、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。ただし、還付の申請に係る特定用途石油製品等がその用途に供された日後1年（農林漁業の用及び発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供されたものについては2年）を経過したものであるときは、還付の対象とならないのであるから留意する。

5) 国土交通省通達

内航運送、一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除く）に供した軽油及び重油、第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用に供した軽油並びに国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付のための用途証明の取扱いについて

令和 5 年 10 月 23 日
国土交通省 鉄道局
国土交通省 海事局
国土交通省 航空局

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第48条の7第1項柱書きに規定する国土交通大臣の証明書（以下「用途証明書」という。）については、下記により取り扱うこととする。

記

1. 内航運送、一般旅客定期航路事業（遊覧の用を除く）者の申請に係る用途証明

(1) 用途証明の申請書の受付

用途証明の申請書の受付期間は、内航運送、一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除く）に供した軽油及び重油（以下単に「軽油及び重油」という。）については、以下のとおりとする。

ただし、特別な理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

○4月1日から6月末日までの間に消費した軽油及び重油

当該年度の8月1日から10月末日まで

○7月1日から9月末日までの間に消費した軽油及び重油

当該年度の11月1日から1月末日まで

○10月1日から12月末日までの間に消費した軽油及び重油

当該年度の2月1日から翌年度の4月末日まで

○1月1日から3月末日までの間に消費した軽油及び重油

翌年度の5月1日から7月末日まで

（注）申請書その他必要な提出書類の欠落及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求めることがあることに留意する。

(2) 用途証明の申請者

申請者は、全国石油業共済協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会、日本内航海運組合総連合会、一般社団法人日本長距離フェリー協会又は一般社団法人日本旅客船協会とする。

(3) 提出書類

申請者が用途証明を申請する場合には、次の書類を提出すること。ただし、(1)ただし書の場合に申請を行うときは、次の書類に加え、(1)の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること。(様式自由)

イ 用途証明申請書(別記様式第1-1号による)

元売業者(製造者又は承認輸入者(特定石油販売業者(石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第2条第7項に規定する特定石油販売業者をいう。)から販売されている場合には特定石油販売業者を含む))ごとに申請書を作成し、申請数量は、(1)に定める四半期ごとにおいて、その地球温暖化対策税の還付に係る用に供した軽油及び重油の数量とすること。なお、用途証明申請書には、代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載すること。

ロ その他審査に必要な書類

(4) 用途証明の申請書の提出先

提出先は、国土交通省海事局内航課とする。

(5) 用途証明の申請方法

(3)に示す書類を作成の上、(4)の提出先に持参又は書面若しくは電磁的記録を送付すること。持参により申請する場合にあっては、受付時間は平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までとする。

(6) 用途証明書の交付等

イ 用途証明の申請数量が、軽油及び重油の移入及び消費等の実績等に勘案して適切と認められたときは、申請者に用途証明書を交付する。

ロ 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

2. 鉄道事業者の申請に係る用途証明

(1) 用途証明の申請書の受付

用途証明の申請書の受付期間は、第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用(鉄道用車両の動力源の用に限る。)に供した軽油(以下単に「軽油」という。)については、以下のとおりとする。

ただし、特別な理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

○4月1日から9月末日までの間に消費した軽油

当該年度の10月1日から11月末日まで

○10月1日から3月末日までの間に消費した軽油

翌年度の4月1日から5月末日まで

(注) 申請書その他必要な提出書類の欠落及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求めることがあることに留意する。

(2) 用途証明の申請者

申請者は、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条第1項の規定による許可を受けた者とする。

(3) 提出書類

申請者が用途証明を申請する場合には、次の書類を提出すること。ただし、(1)ただし書の場合に申請を行うときは、次の書類に加え、(1)の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること。(様式自由)

イ 用途証明申請書(別記様式第1-2号による)

購入元事業者ごと(購入元事業者が販売業者の場合は、さらに、元売業者ごと)に申請書を作成し、申請数量は、(1)に定める半期ごとにおいて、その地球温暖化対策税の還付に係る用に供した軽油の数量とすること。なお、用途証明申請書には、代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載すること。

ロ 元売業者の特定に必要な書類

ハ その他審査に必要な書類

(4) 用途証明の申請書の提出先

提出先は、国土交通省鉄道局総務課企画室とする。

(5) 用途証明の申請方法

(3)に示す書類を作成の上、(4)の提出先に持参又は書面若しくは電磁的記録を送付すること。持参により申請する場合にあっては、受付時間は平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までとする。

(6) 用途証明書の交付等

イ 用途証明の申請数量が、軽油の移入及び消費等の実績等に勘案して適切と認められたときは、申請者に用途証明書を交付する。

ロ 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

3. 国内定期航空運送事業者の申請に係る用途証明

(1) 用途証明の申請書の受付

用途証明の申請書の受付期間は、国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料(以下単に「航空機燃料」という。)については、以下のとおりとする。

ただし、特別な理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

○4月1日から9月末日までの間に消費した航空機燃料

当該年度の10月1日から11月末日まで

○10月1日から3月末日までの間に消費した航空機燃料

翌年度の4月1日から5月末日まで

(注)申請書その他必要な提出書類の欠落及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求めることがあることに留意する。

(2) 用途証明の申請者

申請者は、航空法(昭和27年法律第231号)第2条第20項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第100条第1項に規定による許可を受けた者とする。

(3) 提出書類

申請者が用途証明を申請する場合には、次の書類を提出すること。ただし、(1)ただ

し書の場合に申請を行うときは、次の書類に加え、(1)の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること。(様式自由)

イ 用途証明申請書(別記様式第1-3号による)

購入元事業者ごと(購入元事業者が販売業者の場合は、さらに、元売業者ごと)に申請書を作成し、申請数量は、(1)に定める半期ごとにおいて、その地球温暖化対策税の還付に係る用に供した航空機燃料の数量とすること。なお、用途証明申請書には、代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載すること。

ロ 特定用途石油製品燃料管理台帳(別記様式第2号による)

ハ 元売業者の特定に必要な書類

ニ その他審査に必要な書類

(4) 用途証明の申請書の提出先

提出先は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課とする。

(5) 用途証明の申請方法

(3)に示す書類を作成の上、(4)の提出先に持参又は書面若しくは電磁的記録を送付すること。持参により申請する場合にあっては、受付時間は平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までとする。

(6) 用途証明書の交付等

イ 用途証明の申請数量が、航空機燃料の移入及び消費等の実績等に勘案して適切と認められたときは、申請者に用途証明書を交付する。

ロ 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

4. 共通事項

(1) 標準処理期間

国土交通大臣は、用途証明申請書が受付先に到達してから概ね1ヶ月以内に(1. (1)、2. (1)及び3. (1)ただし書の場合に申請があったときは2週間以内に)、当該申請に対する処理をするよう努めるものとする。

ただし、標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

イ 申請を補正するために要する期間

ロ 申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

ハ 申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

(2) 用途証明の審査等

イ 国土交通大臣は、用途証明の申請の審査に当たり必要がある場合は、申請者に対し、ヒアリング、実地調査及び1. (3)、2. (3)及び3. (3)に規定する書類のほか必要な書類の提出等を求めることができるものとする。なお、必要に応じ、経済産業省等の協力を得て行うことができるものとする。

ロ 国土交通大臣は、用途証明の申請の審査に当たり必要がある場合は、申請者以外の当該申請に係る者に対し、ヒアリング、実地調査及び関係資料の提出依頼等を行

うことができるものとし、当該者はこれに協力するものとする。なお、必要に応じ、経済産業省等の協力を得て行うことができるものとする。

(3) 用途証明書の返納及び無効

イ 用途証明書の交付後に、以下に掲げる事項が確認された場合は、国土交通大臣は申請者に対して、当該申請に係る用途証明書を無効とし、その返納を求めることができるものとする。

- i) 用途証明申請書等の提出又はヒアリング等において、申請者が重要な事実を告げなかったこと又は虚偽の事実を告げたことが確認されたとき。
- ii) 申請数量（根拠書類に記載された数量等を含む。）に誤りがある等記載の不備が確認されたとき。
- iii) 当該用途証明書を必要としなくなったことが確認されたとき。

ロ イ又は(4)に相当するときは、申請者は、用途証明申請を行った提出先である1.(4)、2.(4)又は3.(4)に用途証明書を返納するものとする。

(4) 用途証明書の補正及び再交付等

イ 用途証明書の交付後に、その記載内容に補正が必要となった等の理由により用途証明書の再交付の必要が生じた場合は、申請者は、国土交通省に対して用途証明書を返納した上で、1.(3)、2.(3)又は3.(3)に規定する書類に補正が必要となった理由等を添え、改めて交付申請を行うものとする。

ロ 申請者は、製造者又は承認輸入者による還付請求後、過大請求等の問題を知り得た場合は、遅滞なく国土交通省に連絡を行うものとする。これを受けて、国土交通大臣は、必要に応じ、経済産業省等の協力を得て、申請者及び当該事案の関係者に対し必要なヒアリング、実地調査及び関係資料の提出依頼等を行うものとし、申請者等はこれに協力するものとする。また、国土交通省は、国税庁に対して事実関係等を報告するものとする。なお、これに伴い用途証明書の再交付が必要となる場合は、イに準ずることとする。

(5) その他

申請者は、交付申請を行った日の属する年度の翌年度から7年間、提出書類を保存するものとする。